# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会) 平成 27 年9月 14 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1500243 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1500105 号

#### 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年4月17日から同年3月26日に訂正し、昭和47年3月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

昭和47年3月26日から同年4月17日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及 び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規 定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 47 年 3 月 26 日から同年 4 月 17 日までの期間に係る厚生年金 保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②のうち、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年2月20日から同年3月26日に訂正し、昭和48年2月の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

昭和48年2月20日から同年3月26日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 48 年 2 月 20 日から同年 3 月 26 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和47年3月26日から同年4月17日まで

② 昭和48年2月20日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、私のA社における被保険者資格の取得日は昭和 47 年 4 月 17 日、 喪失日は昭和 48 年 2 月 20 日となっているが、同社には昭和 47 年 3 月 26 日から昭和 48 年 3 月 31 日まで勤務していた。当時の給料支払明細書を提出するので、請求期間を厚生年金保険 の被保険者期間として認め、年金額に反映する記録にしてほしい。

#### 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、A社に昭和47年3月26日から継続して勤務し、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及 び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請 求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬 月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の昭和 47 年 3 月の標 準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から 2 万 2,000 円 とすることが必要である。 なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 当時の事業主及び事業所閉鎖時の事業主は既に死亡しており、請求期間①に係る請求者の届出 や保険料納付についての回答が得られないが、昭和 47 年 3 月 26 日から同年 4 月 17 日までの 期間について、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録に おける資格取得年月日である昭和 47 年 4 月 17 日と同日であることから、社会保険事務所(当 時)及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主からは同日を 資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務 所は請求者の昭和 47 年 3 月 26 日から同年 4 月 17 日までの期間に係る厚生年金保険料につい て納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履 行していないと認められる。

請求期間②のうち、昭和48年2月20日から同年3月25日までは、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給料支払明細書により、請求者がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及 び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請 求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬 月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の昭和 48 年 2 月の標 準報酬月額については、上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、2 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 当時の事業主及び事業所閉鎖時の事業主は既に死亡しており、昭和48年2月20日から同年3 月26日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認で きる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が昭和 48 年 3 月 26 日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日とする届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②のうち昭和48年3月26日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、請求者は、A社に継続して勤務していたことがうかがえるが、当該期間に係る給与を受け取った際、給料支払明細書は交付されなかったとしている上、給与金額や保険料控除の有無についても不明である旨陳述している。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として昭和48年3月26日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500291号 厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500104号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の 取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

## 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和41年4月1日から昭和44年11月1日まで

② 昭和44年11月1日から昭和45年3月1日まで

昭和41年4月1日から昭和44年10月31日まではA社に、昭和44年11月1日から昭和45年2月末日まではB社に勤務したが、これら2社における厚生年金保険の加入記録がない。2社に勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は同社の従業員数は約20人であったと陳述しているが、昭和41年4月時点でA社において厚生年金保険に加入していた者は6名(このうち、2名はD支店勤務と推認される。)である上、その後、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる昭和43年11月1日までの間に厚生年金保険に加入した者は1名しかいないこと、及び請求者が同僚として氏名を挙げた者はいずれも請求期間に厚生年金保険の加入者となっていないことから、同社は、従業員全てを厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、A社は、上述のとおり昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①のうち、同年11月1日から昭和44年10月31日までの期間において同社は厚生年金保険の適用事業所として記録されていない。

さらに、請求期間①に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番もない。

加えて、A社の事業主は所在不明であることから、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除 等について確認することはできない。

請求期間②について、同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は同社の従業員数は約20人であったと陳述しているが、昭和44年11月時点でB社において厚生年金保険に加入していた者は6名であることから、同社は、従業員全てを厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、請求期間②に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番もない。

さらに、C社は請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、 当時の事業主も既に死亡していることから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確 認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。